

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ◆ 感染症や大規模災害発生に備え、関係機関・団体と連携した訓練等を実施します。
- ◆ 社会福祉施設、病院等を対象にした感染症対策研修会を開催し、感染症対策を強化します。

I-2 食品・生活対策(営業施設の指導等)の推進

- ◆ HACCPの定着を支援するとともに、クドア等の寄生虫や加熱不十分な食肉による食中毒防止に向けた監視指導を実施します。
- ◆ 食品等事業者に対して食物アレルギーに関する正確な情報提供を行うとともに、適正な食品表示の徹底を指導します。

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

- ◆ 働く世代の健康づくりを推進するため、地域・職域連携の強化を図り、「健康経営」に取り組む事業所を支援します。
- ◆ 食の健康応援団の登録、活用の推進による食環境整備、高校生、働き世代、高齢者への食育等を通じた健康づくりを推進します。

II-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ◆ 両市が取り組む在宅医療・介護連携推進事業を支援するとともに、関係機関の連携促進や調整を行います。
- ◆ 在宅医療・介護に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるようニーズに応じた研修会を開催するとともに関係機関との連携強化を図ることで、地域包括ケアシステムを推進します。

III グリーンアップおおいたの推進

- ◆ 「グリーンアップおおいた実践隊」等の環境保全活動を推進し、美しく快適な県づくりを目指します。
- ◆ 事業場の排水監視・指導を行い、河川の環境基準を順守します。
- ◆ 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回指導を行い、廃棄物の適正処理を推進します。
- ◆ 建築物の解体などに係る作業基準の監視及び指導を行い、アスベスト飛散防止対策の強化を図ります。

IV 保健所DXの推進による県民サービスの向上

- ◆ 保健所DX(業務のデジタル化やICTの活用等)を推進し、県民サービスの向上や業務効率化を実現します。

現状と課題

◆健康危機対処計画(感染症編)に基づき、新興感染症の発生に備えた医療提供体制や保健所体制の確保に向け、平時からの対応が求められている。また、災害発生時には、地区災害対策本部保健所班や保健医療福祉調整本部として、被災地域の医療・保健衛生ニーズを把握し、関係機関から派遣される保健医療活動チームの活動を調整して被災者の救援、健康被害の拡大防止、環境衛生対策を実施する役割を担っている。そのためには、平時から保健所の指揮調整能力の向上に努めるとともに、市町村や関係機関との連携を強化し、保健医療福祉活動に関する情報収集・整理・分析を行う必要がある。また、災害時に支援を要する難病患者の個別避難計画策定が市の努力義務となり、本年は目標年度のため、各市の体制整備の加速化に向け、連携・協力をする必要がある。

◆社会福祉施設におけるコロナウイルス感染症等の集団発生報告件数は26件であった。感染症集団発生時の保健所への報告基準(県)に基づき報告する体制整備が必要。また、医療機関では、薬剤耐性菌の一種であるVRE感染症の保菌者の発生が増加しており、標準予防策及び接触予防策の徹底が必要である。結核の新規登録者は3名。近年、喀痰塗抹陽性者患者は減少傾向である一方「診断の遅れ」が課題であり、保健所等へ医療機関から早期相談・報告が必要である。また、外国出生者の新規登録者が増加しているため、結核高まん延国出身者に対して定期健診の徹底と有症状受診を促すことが必要である。

中期目標(目標年度:令和10年度)

- ・市町村等と連携した保健医療福祉活動に関する体制の整備のための健康管理連絡会議開催 令和10年度:1回 (令和7年度:1回)
- ・入所系社会福祉施設における感染症の集団発生時の保健所への報告体制整備:報告することを知っている施設:100%

対策の概要▶▶目標指標

1 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 健康危機対処計画の実践を通じた評価と改訂
○健康危機管理連絡会議の開催 ▶▶1回
- (2) 関係機関と連携した感染症対策訓練の実施
○関係機関との感染症対策訓練の実施 ▶▶1回
- (3) 大規模災害発生時における初動体制の強化、平時からの指揮調整能力の向上
○アクションカードを用いた実践的訓練 ▶▶2回
- (4) 市が作成する難病患者等の避難行動要支援者名簿及び実動可能な個別避難計画作成の支援
○難病患者等の個別避難計画作成等にかかる会議の開催 ▶▶各市年2回

2 社会福祉施設や医療機関における感染症対策の推進

- (1) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
○感染症情報の提供:ホームページ ▶▶毎週更新
- (2) 社会福祉施設等の職員を対象にした会議・研修会等の開催
○社会福祉施設等職員向け研修会の開催 ▶▶3回
○発生時や平時の対策の指導、助言 ▶▶随時
- (3) 感染症集団発生時の保健所への報告基準の認知度と遵守状況調査及び啓発
○社会福祉施設フェイスシート更新と同時に調査及び啓発 ▶▶1回/2年
○社会福祉施設等職員向け研修会等において啓発 ▶▶3回
- (4) 結核対策の課題の抽出及び関係機関との情報共有・定期健診と早期受診の普及啓発
○コホート検討会の開催 ▶▶2回
○結核医療従事者研修会 ▶▶1回
○関係機関と連携した結核高まん延国出身者等への啓発 ▶▶2回

現状と課題

◆食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなった。HACCPは食中毒予防のための効果的な手法であるため、単なる導入にとどまらず、衛生管理に関する記録の継続や計画の見直しといった「定着」の推進が必要である。特に管内の食品等事業者の多くは小規模事業者であるため、事業者の取組状況に応じたきめ細やかな定着支援を行っていく必要がある。

◆全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多発していることに加え、県内ではクドア等の寄生虫による食中毒が連続して発生しているため、事業者や消費者への啓発が必要である。

◆食品表示については、不適正事例の発生や今後の制度改正が想定されることから、事業者に対して効果的な普及・啓発を行う必要がある。特に、深刻な健康被害をもたらす食物アレルギー事故を防ぐため、食品等事業者に対して食物アレルギーに関する正確な情報を提供し、適正な表示の推進を図る必要がある。

中期目標（目標年度：令和10年度）

大規模な食品製造所など高度な衛生管理を要する施設におけるHACCP定着率：100%

対策の概要 ▶▶ 目標指標（評価時期：令和8年度末）

1 食品による健康被害防止対策の推進

(1) 食品等事業者に対するHACCP定着支援
○HACCPの定着支援を実施した営業施設数
▶▶100施設

(2) 食肉の生食等による食中毒防止対策
○焼肉店、居酒屋、食肉処理・販売業者への監視指導回数
▶▶25回

(3) クドア等の寄生虫による食中毒防止対策
○クドア等の寄生虫に関する情報提供回数
▶▶30回

2 食品表示適正化の推進

(1) 食品等事業者を対象とした講習会における食品表示適正化指導
○講習会における食品表示指導回数
▶▶8回

現状と課題

◆管内では、この20年間で就業者数が3割減少しており、人材確保に苦慮している状況である。そのため、高齢期になっても社会で活躍できるよう、管内では地域と職域が連携し、「元気に長く働き続けられる職場づくり」をスローガンに取組んでいる。事業所ぐるみの健康づくりを推進するため、体制整備を更に強化していく必要がある。

◆心身の健康にとって大切な要素である「食」について、一人ひとりが正しい知識と選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことが必要であるが、現在、食の環境整備の一環である管内の食の健康応援団(うま塩、野菜たっぷりメニュー等)の登録数は50店舗であり、新規登録の推進により登録店舗を拡充し、その活用を推進していく必要がある。併せて、高校生が卒業後も、食を通して自らの健康管理ができるための支援や働き世代への食生活・栄養改善の推進が必要である。また、高齢化率の高い地域でもあるため、高齢者の食育に取り組む必要がある。

中期目標 (目標年度：令和10年度)

- ・登録事業所の拡大と認定事業所の増加
令和10年度末：登録事業所154件、認定事業所75件（令和7年度末：登録事業所148件、認定事業所72件）
- ・食の健康応援団新規登録 令和10年度末：10店舗（令和7年度：5店舗）

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 働く世代の健康づくりの推進

(1) 健康づくりを推進する体制及び環境の整備

- ・地域・職域連携の推進
○地域・職域健康づくり推進会議、作業部会、健診担当者等連絡会の開催 ▶▶5回
- ・生活習慣病予防及び重症化予防の推進
○糖尿病性腎症重症化予防に係る各市支援及び検討会への参画 ▶▶4回

(2) 事業所における健康づくりの推進

- ・事業所における取組の促進及び充実
○訪問等支援 ▶▶10件
- ・職場環境を含む健康課題の解決
○職場環境改善アドバイザーの派遣 ▶▶3件以上
- ・健康経営における実践力の向上
○事業所元気アップセミナーの開催 ▶▶1回
- ・地域の健康情報の発信
○豊肥版サポートニュースの発行 ▶▶3回

2 食育・栄養改善の推進

(1) 食の健康応援団の推進による食環境整備

- ・新規店舗の登録推進
○新規登録数 ▶▶管内3店舗以上
- ・登録店舗での利用者(県民)へ向けた啓発
○利用者への啓発 ▶▶年1回
- ・登録店舗への支援(情報提供、利用促進)
○登録店舗への支援 ▶▶年1回

(2) 高校生、働き世代への啓発・食育SATやベジチェック®等の体験型啓発を市との協働により行い、高校生、働き世代へ食事のバランスや野菜摂取を推進

- 高校での食育活動、働き世代への体験型啓発 ▶▶各市年2回以上

(3) 高齢者への低栄養予防の啓発

- 高齢者への情報発信：サロン、スーパー、道の駅等 ▶▶年2回

現状と課題

- ◆すべての市町村が在宅医療・介護連携の推進に係る事業が実施されているが、令和3年度から事業の見直しが行われ、在宅医療・介護連携に関する市町村の連携は都道府県の役割とされた。医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を、効果的、効率的に提供する体制を構築するためには、医療機能の分化・連携を進めるとともに、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制の充実が必要である。医療資源の限られた圏域であるため、圏域外医療機関との連携促進等広域的課題も踏まえた対策検討が必要である。
- ◆高齢化率の上昇及び働き手不足の中、地域の実情に合わせた医療・介護サービス提供体制充実のため、医療と在宅分野の看護職員等が相互に役割を理解し連携を推進する必要がある。
- ◆精神障がい者については、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう市と協働し精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、精神保健医療福祉関係者による重層的な支援体制の強化が必要である。
- ◆認知症対策においては、各市でのMCI（軽度認知障害）の早期発見・早期対応を推進するため、豊肥圏域の地域連携体制の機能維持に向けた支援が必要である。
- ◆管内はアルコール摂取量が県平均より多く、以前からアルコール依存症の深刻な相談があることから、アルコール健康障害の早期発見、早期治療、回復支援に取り組んでいる。地域の関係者と連携した早期介入と切れ目ない支援体制の構築が必要である。

中期目標(目標年度:令和10年度)

・入退院時情報共有率の向上	100%	(令和6年度:72.7% ※最終調査年度が令和6年度)
・医療と在宅を結ぶ相互交流体験事業 参加者	22名(維持)	(令和7年度:22名)

対策の概要▶▶目標指標

1 在宅医療・介護連携推進事業の推進

- (1)各市が実施する協議会や研修会、普及啓発等事業の企画・運営に関する支援
○各市の開催する協議会や委員会、研修会等への参画 ▶▶26回
- (2)管内各市及び関係機関の連携・調整の場の設置
○広域的な課題に係る関係者との意見交換会の開催 ▶▶4回
- (3)入退院時情報共有ルールの変更に伴った活用に向けた周知
○入退院時情報共有ルール運用の周知徹底 ▶▶年4回

2 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上及び連携強化

- (1)医療・看護・介護職等を対象とした研修会の開催
○在宅医療・介護連携推進関連研修会の開催 ▶▶2回
- (2)看護職の在宅看護連携強化のための研修の実施
○医療と在宅を結ぶ看護職員等相互交流体験事業 ▶▶1回
- (3)精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた研修会の企画・運営
○精神障がい者支援関連の会議・研修会の開催 ▶▶5回
- (4)軽度認知障害(MCI)の早期発見・早期対応、かかりつけ医と連携する仕組みを推進するための関係機関の取り組みへの支援
○各市や認知症疾患医療センター等が主催する会議・研修会への参画 ▶▶10回
- (5)アルコール健康障害対策関係者との連携による早期介入と切れ目ない支援体制づくりのための会議の企画・運営
○アルコール健康障害対策関係者連絡会議の開催 ▶▶年1回

現状と課題

- ◆「グリーンアップおおいた実践隊」等の各環境保全団体において、構成員の高齢化による継続的な活動が困難な状況にある。このため、地域推進会議等を通じ、各団体ごとの交流を促進するとともに、次代の担い手確保に向けた取組等に係る情報共有を図る必要がある。
- ◆地域住民の環境保全意識を高め、主体的に行動する人材を育成するため、こどもから大人までのあらゆる世代を対象に「グリーンアップおおいたアドバイザー制度」等を通じた環境教育を推し進めていく必要がある。
- ◆管内河川の水質は環境基準を達成しているが、下流域の大野川（大分市）では令和3年度以降、基準超過の状況にある。このため、管内での水質汚濁負荷量の更なる低減を図るため、事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民の水環境保全意識の高揚を図る必要がある。
- ◆廃棄物不法投棄や不適正処理は減少傾向ではあるものの、依然として発生している。これらの早期発見と迅速な対応のため、今後も巡回監視を通じた対策を図る必要がある。
- ◆アスベスト含有建材の解体増が見込まれることから、労働基準監督署や土木事務所等の関係機関と連携し、事業者が適切なアスベスト飛散防止措置を図るよう監視、指導する必要がある。

中期目標（目標年度：令和10年度）

河川の環境基準達成率：100%（令和5年度実績：100%）

対策の概要▶▶目標指標（評価時期：令和8年度末）

1 環境を守り活かす担い手づくりの推進

- (1) 環境教育の推進
 - グリーンアップおおいたアドバイザー制度の広報 ▶▶ 10回
- (2) 新たな担い手参画に向けた環境整備
 - グリーンアップおおいた地域推進会議の開催 ▶▶ 1回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 排水基準順守の確認
 - 事業場への立入調査 ▶▶ 40件
- (2) 流域住民による水環境保全への意識高揚
 - 水環境保全活動に対する支援 ▶▶ 1回

3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物不法投棄等への迅速な対応
 - 廃棄物巡回監視の実施 ▶▶ 140件

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- (1) 解体現場における飛散防止対策の監視、指導
 - 関係機関による合同パトロールの実施 ▶▶ 2回

現状と課題

- ◆県では、限られた人員体制のもとで行政サービスの維持・向上を図るため、令和6年8月に「大分県職員デジタル行革行動指針」を策定し、時代の変化に柔軟に対応し、既存の手法にとらわれない創意工夫やICTツールの積極的な活用を求めている。
- ◆保健所においても、多様化・複雑化する県民ニーズに対応するため、デジタル技術を活用し、業務のスピードと質の向上を図ることが喫緊の課題となっている。この課題に対応するため、令和5年度に「保健所DXプロジェクトチーム」を立ち上げ、業務DXに向けた具体的な検討を進めている。
- ◆令和6年度には、「保健所DX推進方針」を策定し、さらなるデジタル化の推進に向けて、今後も保健所と本庁各課が連携して取り組む必要がある。
- ◆また、平時から健康危機に迅速かつ的確に対応するため、保健所業務全般において、ICT等を活用した業務効率化と県民の利便性向上が求められている。

中期目標（目標年度：令和11年度）

- 「大分県保健所DX～最新の技術を使って、県民/保健所関係者をHappyに～」の5年後の目指す姿の達成
 （目標値）・一日一人当たりの印刷枚数・・・半減（令和6年度：50枚→令和11年度：25枚）
 ・ICTツールの意識・・・向上（令和5年度意識調査と比較して）

対策の概要▶▶目標指標

1 県民/関係機関へのサービスアップ

～「行かない」「書かない」「迷わない」～

(1) 窓口業務等の電子化利用促進

・検査・相談・窓口対応など予約システムの導入

・窓口業務にかかる電子化の利用促進

○電子申請を導入した手続きの広報周知、利用促進

○会議の出欠やアンケートでの電子申請フォームの活用

○キャッシュレス決済の広報周知、利用促進

2 保健所職員のスピードアップ、クオリティアップ

～「ムリ」「ムダ」「ムラ」のない業務遂行～

(1) 既存の業務の内容や流れの見直しの推進

○令和8年度保健所DX班の立ち上げ

○結核業務における電子化、小児慢性特定疾病・難病業務における電子化の検討

(2) ICT等の活用推進に向けた所内人材育成

○ITリテラシー向上のための研修参加数 ▶▶平均1回/各人以上

(3) 多様なICTツールの積極的な活用

○ICTツール（Graffer、生成AI、文字起こしツール等）の活用件数

▶▶平均1回/各人以上